

農林水産省

番号	制度名
農林水産省	
農水01	環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却
農水02	輸出事業用資産の割増償却
農水03	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類: B 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（租税特別措置により、農業者による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することで、有機農業の取組面積を、令和4年度増加面積3千ha／年うち寄与0.8千ha、令和5年度増加面積4千ha／年うち寄与1.1千ha、令和6年度増加面積5千ha／年うち寄与1.3千haのとおり拡大する）に対する過去の直接的な効果について、「令和4～6年度の実績において、有機農業の取組面積の増加による本税制の寄与度は、0～2％となっている」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【農林水産省の補足説明】
① 所期の達成目標における本特例措置の寄与面積は、「有機農業等の取組に関する意識・意向調査」（令和4年6月農林水産省公表）における「有機農業に関する国や自治体から、機械導入や施設整備への支援を希望する者（26.7％）」から予測していたが、これは補助金等も含めた支援が含まれると想定するところ、前回（令和5年度）の点検結果において、「将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されおらず」との指摘があったものと思考。 このため、今回の効果の把握にあたっては、本特例措置の適用者の取組面積等を聞き取って算出したものであり、前回指摘を踏まえ、本特例措置の直接的な効果の把握に努めたところであるが、今回の点検結果での指摘が「本特例措置がなければ有機農業に取り組まなかったか又は拡大しなかったか」という適用者の意思の把握が不十分であったというものであれば、このことについて、今後、聞き取りではなくアンケートにより把握することを検討したい。
【点検結果】
① 「今後、聞き取りではなくアンケートにより把握することを検討したい」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: B 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（みどりの食料システム戦略KPIにおいて、令和12年までに有機農業の取組面積を6.3万haとする目標を掲げており、この達成のためには、毎年度4,400haの取組面積の増加が必要となる。本税制により、農業者及び事業者による化学農薬・化学肥料の低減に資する取組を行うための設備投資を後押しし、令和9年度までに上記取組面積の増加に25％寄与することを目指す）に対する将来の直接的な効果について、「令和7～9年度は、22～25％を見込んでいる」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【農林水産省の補足説明】
① 本特例措置の寄与度について、「令和7～9年度は、22～25％を見込んでいる」は、本特例措置の適用者（見込）と過去の適用者の有機農業の取組面積の実績から予測したものであり、前回（令和5年度）指摘を踏まえ、本特例措置の直接的な効果の把握に努める改善を図ったところ。
【点検結果】
① 「「令和7～9年度は、22～25％を見込んでいる」は、本特例措置の適用者（見込）と過去の適用者の有機農業の取組面積の実績から予測したものであり、前回（令和5年度）指摘を踏まえ、本特例措置の直接的な効果の把握に努める改善を図ったところ」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点

を課題とする。

(8) 他の政策手段	(点検結果の分類: A 段階)
	【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
	【農林水産省の補足説明】 —
	【点検結果】 なし。

点検項目 (6) 及び (7) に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1	政策評価の対象とした政策の名称		環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税1) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税)
		② 上記以外の税目	(所得税:外)(国税1) (住民税:外(自動連動))(地方税)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(以下「みどりの食料システム法」という。)に基づき、次の措置を講ずる。(所得税・法人税) ① 環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けた農林漁業者が、一定の環境負荷低減事業活動用資産^{※1}の取得等をして、環境負荷低減事業活動等の用に供した場合には、その取得価格の32%(建物等については16%)の特別償却ができる。 ※1 環境負荷低減事業活動用資産 - 化学肥料・化学農薬の使用の減少に資する設備等 - 環境負荷低減事業活動(化学肥料及び化学農薬の施用及び使用を減少させる生産方式による事業活動に限る。)の安定に不可欠な設備等 ② 基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者が、一定の基盤確立事業用資産^{※2}の取得等をして、基盤確立事業の用に供した場合には、その取得価格の32%(建物等については16%)の特別償却ができる。 ※2 基盤確立事業用資産 - 化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の製造設備等 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までとする 《関係条項》 ・租税特別措置法 <法人税>第44条の4 ・みどりの食料システム法 <環境負荷低減事業活動実施計画等の認定> 第19条第1項、第21条第1項 <基盤確立事業実施計画の認定>第39条第1項
5	担当部局		農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和7年5月～8月 分析対象期間:令和4年度～令和9年度
7	創設年度及び改正経緯		令和4年度:創設
8	適用又は延長期間		令和8年4月1日～令和10年3月31日まで(2年間)

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農業者による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与する。 《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号) (環境と調和のとれた食料システムの確立) 第3条 食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない。 ※令和6年6月の法改正により、新たな基本理念として位置づけられた。 ○食料・農業・農村基本計画(令和7年4月閣議決定) 第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 Ⅳ 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮 1 農業生産活動における環境負荷の低減 (1)環境負荷低減に向けた横断的な取組 環境と調和のとれた食料システムを確立するため、「みどりの食料システム戦略」に基づき、調達、生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体について、環境負荷低減の取組を進める。(後略) ④ みどりの食料システム法による支援 みどりの食料システム法の認定を受けて環境負荷低減に取り組む農業者は、2025年1月時点で全国88万経営体の2%に当たる2万経営体以上であり、地域ぐるみで環境負荷低減の取組を行う特定区域は25道府県の55区域まで拡大している。環境負荷低減に取り組む者の更なる拡大のため、これまでに創出したモデル的取組を面的な普及につなげることが重要である。 このため、みどりの食料システム法の認定等を通じた農業者や、環境負荷を低減して生産された農産物の加工・流通・販売や環境負荷の低減に資する資材・機械の供給等を行う関連事業者への支援を進める。(後略) ○経済財政運営の改革の基本方針2025(令和7年6月閣議決定) 2. 地方創生2. 〇の推進及び地域における社会課題の対応 (3)農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保 (前略)持続的で環境と調和の取れた食料システムの確立に向け、米、野菜等の食料の合理的な価格形成、食品産業の持続的発展、食品アクセスの確保、みどりの食料システム戦略の加速化、GXを推進する民間活力の取り込みやGHG排出削減パッケージの海外展開を推進する。(後略)
---	------	--------------	---

		②: 政策体系における政策目的の位置付け	○令和6年度以前 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 2 農業の持続的な発展 《政策分野》 ⑫ 環境政策の推進 ○令和7年度以降 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 I-4 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮 《政策分野》 ⑮ 農業生産活動における環境負荷の低減
		③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	みどりの食料システム戦略 KPI において、令和 12 年までに有機農業の取組面積を 6.3 万 ha とする目標を掲げており、この達成のためには、毎年度 4,400ha の取組面積の増加が必要となる。 本税制により、農業者及び事業者による化学農薬・化学肥料の低減に資する取組を行うための設備投資を後押しし、令和9年度までに上記取組面積の増加に 25%寄与することを目指す。 ○測定指標: 税制活用者の有機農業取組面積
		④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本税制は、化学肥料・化学農薬の使用の低減に関する取組に係る計画認定を受けた農業者及びその取組に必要な資材の生産等を行うことに係る計画認定を受けた事業者が、必要となる設備投資を行った場合に適用する。 本税制により、事業者に対して農業者だけでは解決しがたい必要な資材の製造販売に係る体制整備を促進するとともに、農業者に対して機械等の導入を後押しすることで、農業の環境負荷低減と生産性の維持・向上の両立が図られ、環境負荷低減の取組の推進に寄与する。
10: 有効性等	①: 適用数	令和4年度(実績): 0 令和5年度(実績): 1 令和6年度(実績): 3 令和7年度(見込): 8 令和8年度(見込): 11 令和9年度(見込): 14 ※ 法人税、法人住民税、法人事業税については同一件数。	

		【算定根拠】 令和4、5年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和6、7年国会提出)の「環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却」の摘要数、令和6年度の実績値は農林水産省調べ。 令和7年度以降の見込値は、みどりの食料システム法に基づく認定者と本税制活用希望者の過年度の比率から推計。(詳細は別添1参照)																																			
	② 適用額	令和4年度(実績): 0百万円 令和5年度(実績): 39 百万円 令和6年度(実績): 71 百万円 令和7年度(見込): 382 百万円 令和8年度(見込): 480 百万円 令和9年度(見込): 485 百万円 ※ 法人税、法人住民税、法人事業税については同一額。																																			
		【算定根拠】 令和4、5年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和6、7年国会提出)の「環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却」の摘要総額、令和6年度の実績値は農林水産省調べ。 令和7年度以降の見込値は、10①の摘要数及び過年度の取得価額等から推計。(詳細は別添1参照)																																			
	③ 減収額	単位: 百万円 <table><thead><tr><th></th><th>法人税</th><th>法人住民税</th><th>法人事業税</th><th>減収額合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和4年度 (実績)</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>令和5年度 (実績)</td><td>9.0</td><td>0.6</td><td>3.7</td><td>13</td></tr><tr><td>令和6年度 (実績)</td><td>16</td><td>1.1</td><td>6.9</td><td>24</td></tr><tr><td>令和7年度 (見込)</td><td>89</td><td>6.2</td><td>37</td><td>132</td></tr><tr><td>令和8年度 (見込)</td><td>111</td><td>7.8</td><td>47</td><td>166</td></tr><tr><td>令和9年度 (見込)</td><td>113</td><td>7.9</td><td>47</td><td>168</td></tr></tbody></table>		法人税	法人住民税	法人事業税	減収額合計	令和4年度 (実績)	0	0	0	0	令和5年度 (実績)	9.0	0.6	3.7	13	令和6年度 (実績)	16	1.1	6.9	24	令和7年度 (見込)	89	6.2	37	132	令和8年度 (見込)	111	7.8	47	166	令和9年度 (見込)	113	7.9	47	168
	法人税	法人住民税	法人事業税	減収額合計																																	
令和4年度 (実績)	0	0	0	0																																	
令和5年度 (実績)	9.0	0.6	3.7	13																																	
令和6年度 (実績)	16	1.1	6.9	24																																	
令和7年度 (見込)	89	6.2	37	132																																	
令和8年度 (見込)	111	7.8	47	166																																	
令和9年度 (見込)	113	7.9	47	168																																	
		【算定根拠】 10②の摘要額から推計。(詳細は別添1参照)																																			

④ 効果

《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》

○有機農業の取組面積

	令和4 年度 (実績)	令和5 年度 (実績)	令和6 年度 (実績)	令和7 年度 (目標)	令和8 年度 (目標)	令和9 年度 (目標)
取組面積 (千 ha)	目標 30 実績 30	目標 34 実績 35	目標 39 実績 47	目標 41 実績 -	目標 45 実績 -	目標 50 実績 -
目標の 達成度	100%	103%	121%	-	-	-
増加面積 (千 ha/年)	3.5	4.4	12.1	3.5	4.4	4.4
うち税制による 増加面積 (千 ha)	0	0.1	0.3	0.8	1.1	1.1
寄与度	0%	2%	2%	22%	25%	25%

※「目標の達成度」は、有機農業の取組面積の目標と実績を比較したもの。
「寄与度」は、有機農業の増加面積に占める税制による増加面積の割合。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

・有機農業の取組面積
(実績)

令和4、5年度は、「国内における有機 JAS ほ場の面積」及び都道府県からの聞き取り。

令和6年度は、5年度の1経営体あたりの有機農業の取組面積(0.43ha※)に、農業構造動態調査(農林水産省調べ)による6年度の有機農業に取り組んでいる経営体数(108.4 千経営体)を乗じて推計。

※算出方法は別添1の「2. 効果(1)」の表下部の注意書き参照(目標)

令和7～9年度は、令和4年度から5年度の有機農業の取組面積が4,400ha 増加していること(30 千 ha→35 千 ha)を踏まえて設定。

令和7年度について、前回の事前評価以降明らかになった有機農業の取組面積の実績等を新たに加味して再算定を行ったため、前回の事前評価時の数値とは異なる。(令和5年度の実績 35 千 ha+令和3年度から4年度の増加面積 3,500ha/年×2年分≒41 千 ha)

・税制による増加面積

本税制を活用した農業者の有機農業の取組面積及び事業者の資材提供面積の合計。(詳細は別添1参照)

税制による寄与度は、前回の事前評価時、税制の寄与による増加面積について補助金等を含む国や自治体からの支援による面積を算出しており、「本特例措置の直接的な効果が予測されていない」として「分析・説明の内容が不十分」と指摘されたことを踏まえ、本税制適用者の実数の基づく算出に変更した。

			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 前項目《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》の表《有機農業の取組面積》参照 令和4～6年度の実績において、有機農業の取組面積の増加による本税制の寄与度は、0～2%となっている。 令和7～9年度は、22～25%を見込んでいる。 なお、今後、将来の直接的な効果の検証方法としては、本税制が化学肥料・農業低減の取組のインセンティブになったか、この設備投資による取組面積を、税制適用者に対するアンケートにより把握することを検討する。 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 令和4～6年度の実績において、有機農業の取組面積の増加による本税制の寄与度が僅少である理由は、現在認定を受けた農業者は水田経営が多くなっている中、 ① 個人経営が多く、法人経営が少ない(約3%、法人税の適用外) ② 他の耕種経営より所得が低く、特に令和4年度以降、肥料・燃料などの資材費が高騰すること等により農業経営が厳しい状況であったことから、当初本税制活用を希望していたが活用を見送った者がいたためである。 令和7年度以降は農業経営の改善が見込まれる中、本税制が化学肥料・農業を低減させる取組初期のキャッシュフローを改善させる効果が発揮されやすくなり、これがインセンティブとなって計画どおり設備投資と本税制の活用者が行われる(適用数が増加することにより、取組面積増加への寄与度も向上すると考えられる。 特に、事業者による本税制の活用は、当該事業者が資材を提供する農業者等、本税制の適用を受けない者にも波及効果があることから、有機農業の取組面積増加への本税制の寄与度は 22～25%が見込まれ、達成目標の実現に有効な手段である。 さらに、本税制の対象となる農業者は、今後も個人経営(法人税の適用外)が多くなると見込まれるが、農業経営体の法人化率は徐々に上昇している(令和4年→6年で 3.3%→3.8%(農業構造動態調査:農林水産省調べ))と、また、所得税においても同様の措置がされており、環境負荷低減はより多くの個人が取り組み面的な取組になることで効果が高まることから、個人・法人に関わらず化学肥料・農業を低減させる取組を推進していく必要がある。 【参考】 法人税・所得税の適用数の見込 令和7年度:104 件、令和8年度:145 件、令和9年度:205 件
--	--	--	---

別添 1

	⑤: 税収減を是認する理由等	本税制の減収額に対する経済波及効果を試算したところ、以下のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本税制には税収減を是認できる効果があると考えられる。 ＜経済波及効果の試算＞ 経済波及効果については、下表の投資額を基に、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。 単位: 百万円 <table><tr><th></th><th>令和4年度 (実績)</th><th>令和5年度 (実績)</th><th>令和6年度 (実績)</th><th>令和7年度 (見込)</th><th>令和8年度 (見込)</th><th>令和9年度 (見込)</th></tr><tr><td>減収額</td><td>0</td><td>13</td><td>24</td><td>131</td><td>166</td><td>167</td></tr><tr><td>投資額</td><td>0</td><td>246</td><td>305</td><td>1,446</td><td>1,814</td><td>1,828</td></tr><tr><td>経済波及効果</td><td>0</td><td>415</td><td>514</td><td>2,364</td><td>2,963</td><td>2,980</td></tr></table> ※ 経済波及効果の算出には、「令和2年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数(98 部門)を使用。 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添1参照。		令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)	減収額	0	13	24	131	166	167	投資額	0	246	305	1,446	1,814	1,828	経済波及効果	0	415	514	2,364	2,963	2,980
	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)																								
減収額	0	13	24	131	166	167																								
投資額	0	246	305	1,446	1,814	1,828																								
経済波及効果	0	415	514	2,364	2,963	2,980																								
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 本税制については、みどりの食料システム法に基づき、化学肥料・化学農薬の使用の低減に関する取組に係る計画認定を受けた農業者及びその取組に必要となる資材の生産等を行うことに係る計画認定を受けた事業者が、必要となる設備投資を行った場合に適用することとしている。 農業者及び事業者による機械等に対する投資を促進し、農業の生産性の維持・向上と環境負荷低減の両立を図るためには、対象とする農業者や農業機械等が限定される補助事業では不十分であり、投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者及び事業者を幅広く支援できる税制措置と一体的に講じることで政策効果の拡大につながるため、政策手段として妥当。 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 みどりの食料システム戦略推進総合対策(補助金)において、みどりの食料システム法に基づく認定を受けた農業者及び事業者の環境負荷低減の取組に資する機械・施設の導入や調査・分析・改良等の取組のうちモデル的な取組を支援している。 一方、本税制については、幅広く投資を促進するために、投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある農業者及び事業者を広く支援するものである。 ③: 地方公共団体が協力する相当性 農業者による計画認定は、地方公共団体が策定した基本計画に沿った環境負荷低減の取組を、都道府県が認定するものである。 また、農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、農業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農業者やこれに関連する事業者を支援することは、農林水産業や食品産業の持続的発展に繋がるものであり、地域経済の活性化に貢献する。																												
12	有識者の見解	なし																												
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和5年8月 (総務省行政評価局による点検結果の番号: R5 農水 02)																												

積算根拠

1. 減税見込額積算

【令和4年度実績】

- (1) 摘要数: 農業者0法人+事業者0法人=0法人
 (2) ~ (4) 取得価額、適用額、減収額は0百万円

【令和5年度実績】

- (1) 摘要数: 農業者0法人+事業者1法人=1法人
 (2) 取得価額: 事業者の機械 58 百万円+施設 130 百万円=188 百万円
 (3) 適用額: 事業者の機械 58 百万円×32% (機械の特別償却率) +
 施設 130 百万円×16% (施設の特別償却率) =39 百万円
 (4) 減収額

- ①法人税: 39 百万円 (適用額) ×23.2% (法人税率) =9.0 百万円
 ②法人住民税: 9.0 百万円 (法人税の減収額) ×
 7% (都道府県民税率1%, 市町村民税率6%) =0.6 百万円
 ③法人事業税: 3.7 百万円 (a + b)
 a 法人事業税 (地方税): 39 百万円 (適用額) ×7% (法人事業税率) =2.7 百万円
 b 特別法人事業税 (国税): 2.7 百万円 (法人事業税) ×37% (特別法人事業税率)
 =1.0 百万円

【令和6年度実績】

- (1) 摘要数: 農業者2法人+事業者1法人=3法人
 (2) 取得価額: 農業者の機械 7.3 百万円+事業者の機械 129 百万円+施設 169 百万円
 =305 百万円
 (3) 適用額: 機械 (7.3 百万円+129 百万円) ×32% (機械の特別償却率) +
 施設 169 百万円×16% (施設の特別償却率) =71 百万円
 (4) 減収額
 ①法人税: 71 百万円 (適用額) ×23.2% (法人税率) =16 百万円
 ②法人住民税: 16 百万円 (法人税の減収額) ×
 7% (都道府県民税率1%, 市町村民税率6%) =1.1 百万円
 ③法人事業税: 6.9 百万円 (a + b)
 a 法人事業税 (地方税): 71 百万円 (適用額) ×7% (法人事業税率) =5.0 百万円
 b 特別法人事業税 (国税): 5.0 百万円 (法人事業税) ×37% (特別法人事業税率)
 =1.9 百万円

【令和7年度見込】

- (1) 摘要数：農業者4法人＋事業者4法人＝8法人
- (2) 取得価額：農業者の機械19百万円＋事業者の機械925百万円＋施設503百万円
＝1,447百万円
- (3) 適用額：機械(19百万円＋925百万円)×32%(機械の特別償却率)＋
施設503百万円×16%(施設の特別償却率)＝382百万円
- (4) 減収額
- ①法人税：382百万円(適用額)×23.2%(法人税率)＝89百万円
- ②法人住民税：89百万円(法人税の減収額)×
7%(都道府県民税税率1%、市町村民税率6%)＝6.2百万円
- ③法人事業税：37百万円(a＋b)
- a 法人事業税(地方税)：382百万円(適用額)×7%(法人事業税率)＝27百万円
- b 特別法人事業税(国税)：27百万円(法人事業税)×37%(特別法人事業税率)
＝10百万円

【令和8年度見込】

- (1) 摘要数：農業者6法人＋事業者5法人＝11法人
- (2) 取得価額：農業者の機械29百万円＋事業者の機械1,156百万円＋施設629百万円
＝1,814百万円
- (3) 適用額：機械(29百万円＋1,156百万円)×32%(機械の特別償却率)＋
施設629百万円×16%(施設の特別償却率)＝480百万円
- (4) 減収額
- ①法人税：480百万円(適用額)×23.2%(法人税率)＝111百万円
- ②法人住民税：111百万円(法人税の減収額)×
7%(都道府県民税税率1%、市町村民税率6%)＝7.8百万円
- ③法人事業税：47百万円(a＋b)
- a 法人事業税(地方税)：480百万円(適用額)×7%(法人事業税率)＝34百万円
- b 特別法人事業税(国税)：34百万円(法人事業税)×37%(特別法人事業税率)
＝13百万円

【令和9年度見込】

- (1) 摘要数：農業者9法人＋事業者5法人＝14法人
- (2) 取得価額：農業者の機械43百万円＋事業者の機械1,156百万円＋施設629百万円
＝1,828百万円
- (3) 適用額：機械(43百万円＋1,156百万円)×32%(機械の特別償却率)＋
施設629百万円×16%(施設の特別償却率)＝485百万円
- (4) 減収額
- ①法人税：485百万円(適用額)×23.2%(法人税率)＝113百万円
- ②法人住民税：113百万円(法人税の減収額)×
7%(都道府県民税税率1%、市町村民税率6%)＝7.9百万円
- ③法人事業税：47百万円(a＋b)
- a 法人事業税(地方税)：485百万円(適用額)×7%(法人事業税率)＝34百万円
- b 特別法人事業税(国税)：34百万円(法人事業税)×37%(特別法人事業税率)
＝13百万円

※ 令和7～9年度の摘要数は、農林水産省調べによる6年度末の対象者数(農業者27,622経営体、事業者88経営体)と税制活用要望者数(農業者97経営体、事業者8経営体)が、それぞれ同じ比率であると想定し、過年度税制活用者を除いて推計した値に、農業者は水稲以外の税制活用が拡大すると想定した値を加味することで推計。

①農業者

令和9年度までの適用件数累計

100,000経営体(※)×(97経営体÷27,622経営体)＝351経営体

※ 地域農業の中核的な担い手となり得る農業経営基盤強化促進法に基づく認定を受けた者21.7万人(令和6年度実績)のうち、約半数(10万経営体)が、令和9年度末の環境負荷低減事業活動等の認定を受ける(本税制の対象者になり得る)と想定。

うち、過年度適用数(43経営体)を除いた308経営体に、水稲以外の税制対象機種追加によりその品目の税制活用により活用者が1.43倍に拡大すると想定した440経営体を令和7～9年度に振り分け、そのうち法人は農業構造動態調査(農林水産省調べ)より推計した農業経営体の法人化率を乗じて算出。

	摘要数(個人・法人)	法人化率	相当数(法人)
令和7年度	100経営体	4.0%	4経営体
令和8年度	140経営体	4.2%	6経営体
令和9年度	200経営体	4.4%	9経営体

②事業者

令和9年度までの適用件数累計180経営体×(8経営体÷88経営体)＝18経営体
うち、過年度適用数(4経営体)を除いた14経営体(全て法人)を令和7～9年度に振り分け。

※ 機械・施設の取得価額は、令和4～6年度は都道府県等からの聞き取り、令和7～9年度は1法人あたりの平均取得価額(過年度実績)に適用数(見込)を乗じて算出。

農業者の機械取得価額 4,750千円/法人

事業者の機械取得価額 231,200千円/法人、設備取得価額 125,800千円/法人

2. 効果

(1) 本税制により達成される有機農業の取組面積は以下のとおり。

	農業者	事業者	合計
令和4年度(実績)	0	0	0
令和5年度(実績)	0	0.10千ha(1法人)	0.100千ha
令和6年度(実績)	0.018千ha(2法人)	0.33千ha(1法人)	0.348千ha
令和7年度(見込)	0.00043千ha×4法人 =0.002千ha	0.21千ha×4法人 =0.84千ha	0.842千ha
令和8年度(見込)	0.00043千ha×6法人 =0.003千ha	0.21千ha×5法人 =1.05千ha	1.053千ha
令和9年度(見込)	0.00043千ha×9法人 =0.004千ha	0.21千ha×5法人 =1.05千ha	1.054千ha

※ 農業者の取組面積は、令和6年度は認定計画に基づく値、令和7～9年度は1法人あたりの取組面積0.00043千ha(令和5年度の有機農業取組面積34.5千ha(農林水産省調べ)÷有機農業に取り組んでいる経営体数80.8千経営体(農業構造動態調査:農林水産省調べ))に摘要数を乗じて算出。

事業者の取組面積は、令和5、6年度は認定計画に基づく値、令和7～9年度は令和5、6年度の1法人あたりの取組面積の平均0.21千haに摘要数(見込)を乗じて算出。

(2) 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
令和4年度	農業用機械 (0)	その他の機械 (0)	建築・建設補修 (0)
令和5年度	農業用機械 (0)	その他の機械 (116)	建築・建設補修 (130)
令和6年度	農業用機械 (73)	その他の機械 (129)	建築・建設補修 (169)
令和7年度	農業用機械 (19)	その他の機械 (924)	建築・建設補修 (503)
令和8年度	農業用機械 (29)	その他の機械 (1,156)	建築・建設補修 (629)
令和9年度	農業用機械 (43)	その他の機械 (1,156)	建築・建設補修 (629)

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	輸出事業用資産の割増償却		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（2030年の5兆円の輸出額目標の達成に向けては、輸出に取り組む事業者数の増加と各事業者の取組の拡大が必要である。そのためには施設整備等への投資が重要であるが、投資後の資金繰り不安などから投資に踏み切れない事業者が一定数存在する。そのような事業者の投資への後押しとしては税制による負担軽減が非常に有効である。そこで、本租税特別措置は、その分の資金を輸出拡大のための取組（商品開発や展示会への出展等）や設備投資として活用することで輸出事業が早期もしくは円滑に軌道に乗ることを目標とする。（達成目標）達成目標値：2030年までに5兆円。以下同じ。）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
② 達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。
【農林水産省の補足説明】
① 達成目標について見直しを行い、修正を行った。
② 達成目標について見直しを行い、修正を行った。
【点検結果】
①・② 補足説明により、達成目標が「本租税特別措置を利用した認定輸出事業者の輸出実績を段階的に高めていく観点から、現行目標は当該税制の適用を受けた事業者の輸出額を毎年対前年比14%の増加率としており、直近の2023年、2024年平均では15.2%増（※）であることを踏まえて、この水準の維持を目指して、令和8年度及び令和9年度は当該税制の適用を受けた事業者の輸出額を対前年比15%増とする目標に上方修正する。（達成目標）達成目標値：事業者の輸出額を対前年比15%増とする」に修正され（以下、補足説明により修正された達成目標を「修正後の達成目標」という。）、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類: B 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（特別措置を利用した認定輸出事業者の輸出実績を段階的に高めていく観点から、輸出額の増加率は直近の目標である2025年の輸出額2兆円の達成に必要な増加率（令和元年実績9,121億円から、毎年対前年比14%増）とする。つまり、令和6年度及び令和7年度の目標は、対前年度比14%増とする。以下同じ。）に対する過去の効果（令和5年度及び6年度）について、「輸出額実績値：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で集計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
② 所期の達成目標に対する過去の効果（令和4年度から6年度まで）について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【農林水産省の補足説明】
① 以下のとおり修正する。 「輸出額実績値：農林水産物・食品の輸出に関する統計情報（農林水産省） https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/zisseki.html 」
② 目標に対する過去の効果について記載した。 なお、当該税制は令和4年10月から開始となり、輸出事業計画の認定を受けても、その施設等の供用は令和4年度に開始されず、割増償却は適用されていなかったため、令和4年度の実績はない。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: B 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

【農林水産省の補足説明】
① 達成目標について見直しを行い、修正した。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和5年度の本租税制度による平均的な減収額は217万円であり、これらが輸出拡大のための取組（商品開発や展示会への出展等）や設備投資へ用いられると予測される」との説明では、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1	政策評価の対象とした政策の名称	輸出事業用資産の割増償却
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義) (国税2)) (地方法人税、特別法人事業税:外(自動連動)) (国税) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動)) (地方税)
	②: 上記以外の税目	(所得税:外(国税2)) (住民税:外(自動連動)) (地方税)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 令和4年 10月1日に改正された「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」(令和元年法律第57号)(以下「輸出促進法」という。)において、青色申告書を提出する法人で同法の認定を受けた輸出事業者(以下「認定輸出事業者」という。)であるものが、輸出促進法の改正の施行の日から令和8年3月31日までの間に、輸出事業用資産の取得等をして、その法人の輸出事業の用に供した場合には、5年間30%(建物及びその附属設備並びに構築物については35%)の割増償却ができるもの。 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までに取得した輸出事業用資産に適用とする。 《関係条項》 【法人税】 租税特別措置法第13条、第46条(輸出事業用資産の割増償却)
5	担当部局	農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和7年5月から7月 分析対象期間: 令和4年度(ただし、施行が10月1日の為、令和4年度の分析対象は半年間)から令和9年度
7	創設年度及び改正経緯	令和4年10月1日 創設 令和6年度 2年間の適用期限延長
8	適用又は延長期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農林水産物・食品の輸出額を、2030年までに5兆円とする。
		②: 政策目的の根拠 《政策目的の根拠》 我が国の農林水産業及び食品産業は、人口減少や高齢化等により国内市場が縮小している。一方、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」(令和2年4月3日農林水産物・食品輸出本部決定)では、海外では新興国の経済成長や人口増加に伴い食の市場規模は拡大傾向にあり、平成27(2015)年の890兆円から令和12(2030)年には1.5倍の1,360兆円に拡大すると見込まれる。

		我が国の農林水産業者の所得向上を図り、農林水産業及び食品産業が持続的に発展していくためにも、農林水産物及び食品の輸出の大幅な拡大を図り、世界の食市場を獲得することが不可欠である。 しかし、輸出先国の規制は、輸出される物自体についての条件だけでなく、その生産区域や加工施設等についての条件も定められる場合がある。このため、農林水産物及び食品については、複雑な規制があり、事業者にとって分かりにくく、また、国内販売に要するコストに加えて、施設認定や輸出証明書発行等のコストが発生しており、輸出の阻害要因となっている。 我が国の農林水産物・食品の輸出の更なる拡大を図るためには、その魅力の世界への発信、海外の販路開拓、輸出のための生産基盤の強化のほか、海外の規制や需要への対応を進めていく必要があると考えられる。 「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月閣議決定)等を改訂した(令和7年4月)において、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円(5兆円の内訳は、農産物(加工食品を含む)。3.6兆円、林産物0.2兆円、水産物1.1兆円のほか、少額貨物0.2兆円)という農林水産物・食品の輸出額の目標が設定され、これらの目標を達成するため、「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月)を改訂した(令和7年5月)。 この中で、輸出向け商品の開発や効率的な輸物流の構築には、多額の設備投資が必要となると予測され、海外市場から利益を得るまでに時間を要し、積極的な投資が進まない課題を解決するために輸出促進法に基づく輸出事業計画に施設整備計画を新設し、輸出拡大に必要な施設等の設備投資に関する割増償却の特例措置や、補助、融資、税制等の支援と輸出事業計画をリンクさせ、効果的な支援を実施することを示した。 輸出促進法が改正施行(令和4年5月)され、輸物流の効率化や輸出先国の食品安全規制に対応する等の課題解決を促進することにより、農林水産物・食品の輸出拡大を図ることとされ、1. 長期運転資金・施設整備を対象とする新たな公庫資金を創設すること、2. 輸出促進法に基づく輸出事業計画に施設整備計画を新設し、輸出拡大に必要な施設等の設備投資に関する割増償却の特例を措置することが示された。 これまでに、農林水産物・食品の輸出額は、2023年には1兆4,541億円、2024年には1兆5,071億円(前年比+3.6%)と毎年増加の傾向にある。輸出目標達成のためには、効率的な輸物流の構築や加工食品に対する海外規制への対応が挙げられ、これらの課題を解決するため、設備投資を促進することとし、金融・税制を含め必要な支援を幅広く検討するためにはさらなる支援策等を検討することは喫緊の課題である。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	〈大目標〉 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る 〈中目標〉 I-2 輸出の促進

		〈政策分野〉 ⑨農林水産物・食品の輸出の促進
③	租税特別措置等により達成しようとする目標	本租税特例措置を利用した認定輸出事業者の輸出実績を段階的に高めていく観点から、現行目標は当該税制の適用を受けた事業者の輸出額を毎年対前年比 14%の増加率としており、直近の 2023 年、2024 年平均では 15.2%増(※)であることを踏まえて、この水準の維持を目指して、令和8年度及び令和9年度は当該税制の適用を受けた事業者の輸出額を対前年比 15%増とする目標に上方修正する。 (達成目標)達成目標値:事業者の輸出額を対前年比 15%増とする。 ※輸出事業者の輸出額については、農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和2年農林水産省令第22号)第5条第2項の規定に基づき、輸出事業計画の実施報告書で報告することになっている。これを基に、算出した。 【達成目標変更理由】 所期の達成目標:「本租税特別措置を利用した認定輸出事業者の輸出実績を段階的に高めていく観点から、輸出額の増加率は直近の目標である 2025 年の輸出額2兆円の達成に必要な増加率(令和元年実績 9,121 億円から、毎年対前年比 14%増)とする。つまり、令和6年度及び令和7年度の目標は、対前年度比 14%増とする。」と見込んでいたが、令和6年度は ALPS 処理水の海洋放出を理由に、中国が日本産の水産物を全面禁輸したことなどの影響があり、令和5～6年は輸出額の伸び率が鈍化するなど、輸出に関しては厳しい状況が続いていたと考えられる。
④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	2025 年2兆円、2030 年5兆円の輸出目標額を達成するためには、海外の規制や需要に対応した食品製造や効率的な輸出物流を構築するための設備投資を促進することが不可欠である。 また、農林水産物・食品の輸出を促進するためには、輸出先国・地域の規制やニーズに対応した食品製造や効率的な輸出物流の構築が重要であり、そのためには輸出に対応した機械・施設等への投資を推進していく必要がある。しかしながら、海外への輸出は、国内向けの生産・出荷と比較して、規制・検疫による輸入禁止リスク、契約不履行・カントリーリスク(政治・経済情勢)などによる代金回収リスク等が高く、投資後の資金繰り不安から投資に踏み切れない事業者が一定数存在する。 そのような中、平成 30 年度中小企業関係税制の効果に関する調査研究報告によると、約6割の企業は、税制措置が設備投資を後押しすると回答しており、税制措置は、設備投資の後押しとなっていることが分かっている。 したがって、本税制の特例措置の活用により投資後の税負担が軽減することは事業者の輸出拡大に向けた投資の後押しとグローバルマーケットの戦略的な開拓のために非常に有効である。 【参考資料】 平成 30 年度中小企業関係税制の効果に関する調査研究報告書

10

有効性等

①

適用数

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)
適用数	2	7	60	60	60

【算定根拠】
※適用件数実績は、認定された輸出事業計画をもとに記載。
この際、租特透明化法に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和7年2月国会提出)を用いなかった理由について、本報告書の調査期間中に本租税特別措置を適用した事業者の事業年度と異なっていたため、本報告書への反映がなされていないため。(適用額に同様)
※法人税、地方法人税、特別法人事業税、法人事業税及び法人住民税については、同一件数。
※令和7年度から令和9年度の適用数の算出根拠については、別紙1参照。

②

適用額

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)
適用額(法人税)	1,291	4,515	38,700	38,700	38,700

(万円)
【算定根拠】
※適用額は、事業者より輸出促進法施行規則(令和2年農林水産省令第22号。以下「施行規則」という。)第7条第2項の規定に基づき農政局等へ申請される本租税特別措置の適用を受ける輸出事業用資産の利用実績の申請書を基に記載。
※令和6年度については、令和7年現在決算処理中の事業者があるため、推計とした。
※令和7年度から令和9年度の適用数の算出根拠については、別紙1参照。

③

減収額

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)
法人税	217	760	6,518	6,518	6,518
地方法人税	22	78	671	671	671
特別法人事業税	24	85	730	730	730
法人住民税	1	5	46	46	46
法人事業税	20	72	618	618	618
減収額計	284	1,000	8,583	8,583	8,583

(万円)
【算定根拠】
※減収額は、輸出促進法施行規則(令和2年農林水産省令第22号。以下「施行規則」という。)第7条第2項の規定に基づき租特適用を受

		ける輸出事業用資産の利用実績の報告を基に記載。 ※令和6年度については、令和7年現在決算処理中の事業者があるため、推計とした。 ※令和7年度から令和9年度の減収額の算出根拠については、別紙1参照。												
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 令和5年の農林水産物・食品の輸出額が1兆4,541億円(対前年比+2.8%)、6年が1兆5,071億円(対前年比+3.6%)、と増加をしている。 農林水産物・食品輸出額の推移 (億円) <table><tr><th>Year</th><th>Export Amount (Billion Yen)</th></tr><tr><td>2020</td><td>9,860</td></tr><tr><td>2021</td><td>12,382</td></tr><tr><td>2022</td><td>14,140</td></tr><tr><td>2023</td><td>14,541</td></tr><tr><td>2024</td><td>15,071</td></tr></table> 2030年までに5兆円の目標値を達成するために、輸出拡大の取り組みをさらに加速させる必要がある。しかし、農林水産物・食品の輸出は、輸出先国・地域の規制やニーズに対応した施設整備などの投資を行ってから収益化までに一定の期間を要することから、5年間の割増償却の租税特別措置を講じて、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押しすることが可能となる。 また、本租税特別措置を適用した輸出事業者の輸出額対前年比は、+15.2%(2023年～2024年平均)である。 本租税特例措置にあたって事業者が作成する輸出事業計画は、輸出促進法のもとで農林水産大臣が定める基本方針に照らして適切なものであること等が認定の要件となっており、かつ、当該輸出事業計画が確実に実施されると見込まれるものを認定することとされていることから、目標達成に資する輸出事業計画が認定され、また、当該税制を活用した事業者の輸出額は達成目標(認定後の輸出額増加率は対前年比15%増)を達成すると見込んでいる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ※輸出向けに供された割合は、輸出促進法施行規則(令和2年農林水産省令第22号。以下「施行規則」という。)第7条第2項の規定に基づき租特適用を受ける輸出事業用資産の利用実績の報告を農政局等へ行うこととなっている。 ※輸出額実績値:農林水産物・食品の輸出に関する統計情報(農林水産省)https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/zisseki.html	Year	Export Amount (Billion Yen)	2020	9,860	2021	12,382	2022	14,140	2023	14,541	2024	15,071
Year	Export Amount (Billion Yen)													
2020	9,860													
2021	12,382													
2022	14,140													
2023	14,541													
2024	15,071													

		※所期の目標の達成状況、達成目標変更理由 所期の目標の達成状況:日本全体の輸出額の対前年増加率は直近では+3.6%であるが(1兆4,541億円(2023年)→1兆5,071億円(2024年))、本租税特別措置を適用した輸出事業者の対前年比輸出額は+15.2%となっており、本租税特別措置の延長及び活用は、2030年の5兆円の輸出額目標の実現に向けて、大きな貢献が期待できる。 所期の達成目標変更理由:「本租税特別措置を利用した認定輸出事業者の輸出実績を段階的に高めていく観点から、輸出額の増加率は直近の目標である2025年の輸出額2兆円の達成に必要な増加率(令和元年実績9,121億円から、毎年対前年比14%増)とする。つまり、令和6年度及び令和7年度の目標は、対前年度比14%増とする。」と見込んでいたが、令和6年度はALPS処理水の海洋放出を理由に、中国が日本産の水産物を全面禁輸したことなどの影響があり、令和5～6年は輸出額の伸び率が鈍化するなど、輸出に関しては厳しい状況が続いていたと考えられる。
		《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 日本全体の輸出額の対前年増加率は直近では+3.6%であるが(1兆4,541億円(2023年)→1兆5,071億円(2024年))、本租税特別措置を適用した輸出事業者の対前年比輸出額は+15.2%となっており、本租税特別措置の延長及び活用は、2030年の5兆円の輸出額目標の実現に向けて、大きな貢献が期待できる。 本租税特例措置について、輸出事業計画に基づき整備される設備等は、主に輸出事業の用に供されるものであり、税制の特例措置を利用することで投資後の税負担が軽減され、その分の資金を輸出拡大のための取組(商品開発や展示会への出展等)として活用できる。この活動により輸出事業が早期もしくは円滑に軌道に乗り、我が国の輸出が拡大することが期待される。 輸出に係る設備投資は初期投資額が大きいこと、本租税特別措置により設備の導入を行った際の税負担を軽減することは、農林水産業者及び事業者による投資に大きなインセンティブとなり得る。現在、本租税制度を前提とした輸出事業者の数が増えてきている現状があり、今後も増加が見込まれることから、税制措置の目的である輸出拡大のための手段としての効果はあると考えられる。令和5年度の本租税制度による平均的な減収額は217万円であり、これらが輸出拡大のための取組(商品開発や展示会への出展等)や設備投資へ用いられると予測される。 実際に本租税特別措置の適用を受けた事業者にはヒアリングを行った結果、本租税特別措置が適用されたため、新規の運転資金や教育活動へ充て当予定との回答を得た。 主に、海外出張渡航費や宣伝販売費用、販路開拓・拡大以外に国産資源としての品目の教育活動を拡大し、利用促進を行っているという効果が出ているため、本租税特別措置が直接的に政策目標に資する効果が確認された。 税制適用を前提とした事業者の数が少しずつ増えてきている現状があり、このことから今後も一定の増加が見込まれるため、税制措置の

目的である輸出拡大のための手段としての効果はあると考えられる。
【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
租税特別措置等の直接的効果については、本租税特別措置の適用を受けた事業者にヒアリングを行った。

《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》

輸出事業計画の認定事業者は、毎年増加の傾向にあることから、当該税制措置を利用する事業者は増加すると予測していた。しかし、令和5年には ALPS 処理水の海洋放出を理由に、中国が日本産の水産物を全面禁輸したことなどの影響があり、令和5～6年は輸出額の伸び率が鈍化するなど、輸出に関しては厳しい状況が続いていたため、輸出に向けた設備投資を控えた事業者が多かったと想定される。また、当該税制措置適応の条件が厳しくなったこともあり、結果として目標達成に至らなかった。

また、本租税特別措置の適用件数が少ないことを直接的に調査するために、輸出に意欲的に取り組もうとする生産者・事業者に認知度を調査した結果、知らないと答えた割合が77%を占めた。

輸出事業用資産の割増償却をご存じですか。

回答	割合
■ 知っており、活用している	77%
■ 知っている（聞いたことはある）が活用していない	20%
■ 知らない	3%

しかしながら、今後設備投資を行う場合に本租税特例措置を活用するかという問いに、86%が肯定的な回答であった。

このことから、潜在的な需要は十分にあることがわかるため、本租税特例措置の活用を一層働きかけることが目標達成に向けて重要となる。

設備投資を行う場合に輸出事業用資産の割増償却（税制特例）を活用したいと思いますか。

回答	割合
■ 活用したい	58%
■ 興味がある（詳細を知りたい）	28%
■ 活用したくない	14%

現在、令和7年1～3月の輸出額は再び伸び率が上昇していることから、輸出に向けた設備投資も増加が見込まれ、再び目標の達成に向けて状況は好転している。

⑤ 税収減を是認する理由等		令和5年度 (実績)	令和6年度 (試算)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)
	減収額	284	1,000	8,583	8,583	8,583
	投資額	284	1,000	8,583	8,583	8,583
	経済波及効果	407	1,434	12,307	12,307	12,307
						(万円)

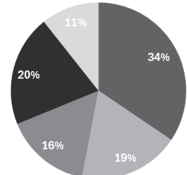
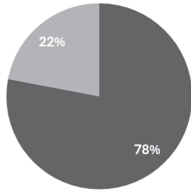
※経済波及効果については、令和2年農林漁業及び関連産業を中心とした産業関連表の逆行列係数(98部門)を使用。
※経済波及効果の算出根拠については、別紙2参照。

輸出額の増加によって将来的な税収の増加に貢献するとともに、当該税制によって促進される設備投資の経済波及効果を試算したところ、上記の通りとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、当該税制には税収減を是認できる効果があると考えられる。

当該税制により、事業者は償却費用の前倒しによるメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。

本租税特別措置には、導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であることを要件としており、必然的に輸出外需の拡大が見込まれる。また、税制適用にあたって事業者が作成する、輸出事業計画は、輸出促進法のもとで農林水産大臣が定める基本方針に照らして適切なものであることが認定の要件条件となっており、かつ、当該輸出事業計画が確実に実施されると見込まれるものを認定することとされていることから、必然的に目標達成に資する輸出事業計画が認定される。

2025年2兆円、2030年5兆円の輸出目標額達成のためには、輸出先国の規制やニーズに沿った製品を供給するマーケットインの輸出体制の整備が重要であり、輸出に取り組む事業者を育成するため、令和3年12月の輸出拡大実行戦略の改訂で、本租税特別措置を含めた支援措置に取り組んでいくこととした。本租税特別措置について、輸出事業計画に基づき整備される設備等は、主に輸出事業の用に供されるものであり、税制の特例措置を利用することで投資後の税負担が軽減され、その分の資金を輸出拡大のための取組(商品開発や展示会への出展等)として活用できる。この活動により輸出事業が早期もしくは円滑に軌道に乗り、我が国の輸出が拡大することが期待される。

		実際に、令和7年度に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組む生産者・事業者 6880 人(回答:112 人)を対象に実施した調査においても輸出拡大に向けた障害として「輸出先国の規制・基準」と回答した者が 34%、「設備投資の負担」と回答した者が 16%という結果であった。 現在、輸出拡大に向けて障害となっていることはなんですか。 <table><tr><td>■ 輸出先国の規制・基準</td></tr><tr><td>■ 輸出先国の支援体制</td></tr><tr><td>■ 設備投資の負担</td></tr><tr><td>■ 輸送費の高騰</td></tr><tr><td>■ その他</td></tr></table> また、上述の調査においても設備投資後の税負担を軽減することが輸出拡大に踏み切る判断材料と「なる」と回答した者が 78%に上り、多くの事業者が設備投資後の税負担軽減が輸出拡大に踏み切る判断材料となることが示唆された。この結果から、多くの事業者が設備投資後の税負担を軽減することが、輸出拡大に踏み切る判断材料になると考えていることが分かった。 設備投資後の税負担を軽減することは、輸出拡大に踏み切る判断材料になるといいますか。 <table><tr><td>■ 思う</td></tr><tr><td>■ 思わない</td></tr></table> これらの点を踏まえると、本税制の特例措置の活用により投資後の税負担が軽減することは事業者の輸出拡大に向けた投資の後押しに非常に有効である。	■ 輸出先国の規制・基準	■ 輸出先国の支援体制	■ 設備投資の負担	■ 輸送費の高騰	■ その他	■ 思う	■ 思わない
■ 輸出先国の規制・基準									
■ 輸出先国の支援体制									
■ 設備投資の負担									
■ 輸送費の高騰									
■ その他									
■ 思う									
■ 思わない									
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 改正輸出促進法に基づき認定を受けた輸出事業計画(施設整備計画)に従い設備投資を行う事業者等による輸出に向けた設備投資を促進し、輸出拡大の底上げをはかるためには、対象とする者や施設・機械装置が限定される補助事業では不十分であり、輸出に向けた設備投資を計画的に行う意欲と能力のある輸出事業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として効果が期待される。 施設整備の中心は食品産業等に見られる規制対応だが、輸出拡大のためにはその枠組み以外の施設整備を包括的に対応する必要がある。政策が浸透し、活用予定(検討含む)の事業者の数が増えてきていることから、本政策は存置する必要があると考える。 また、税制上の特例措置を講じることは、調査結果からもわかるよう							

		にこれら事業者の設備投資後の税負担を軽減し、輸出拡大のための活動を支援することで、輸出に向けた設備投資に踏み切ることに繋がり、ひいては輸出拡大に資することから、目標の実現を図るための施策として有効である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業」令和6年補正 5,012 百万円 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP 等の要件に適合する施設の認定、ISO22000 等の認証取得に必要な施設・設備等の整備を対象としている。 一方で、輸出に必要な施設・設備には、上記のような規制・条件への対応を必要としないもの(例えば倉庫や冷蔵庫等)があり、それらは上記補助事業の対象外となるため、当該税制で支援する。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	地方公共団体と連携して輸出産地・事業者を支援していくことで、その地域の生産基盤の維持強化・食料の安定供給のみならず、農林漁業者に拡大する販路を提供することで所得の安定や増大が図られるとともに、地域の食材を活用する食品製造業の発展や地域経済の活性化に寄与することが期待される。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	事前評価:令和5年度実施(延長) 点検結果番号:農水 01

租税特別措置等に係る政策の事前評価書
輸出事業用資産の割増償却に関する積算資料

10-①適用数について

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)
適用数	2	7	60	60	60

令和7年度新規輸出事業計画認定数＝280件（＝対象者）
対象者のうち、90％が設備投資を行うと仮定し、設備投資を利用する者のうち、HACCP等対応施設整備事業、その他輸出の促進を目的とした補助金等の対象とならない設備投資を行う等の理由で、税制の特別措置を利用する者を30％と仮定、また税制の特別措置の利用要件となっている輸出割合を達成する者は80％と仮定した。
このことから、輸出事業用資産の割増償却の適用数は、280件×90％×30％×80％から60件と見込んだ。（9年度まで同様の見込み）

10-②適用額について

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)
適用額(法人税)	1,291	4,515	38,700	38,700	38,700

(万円)

令和6年度については、事業者の税務申告前につき、推計値とした。
このことから、令和5年度の実績をもとに適用額について推計・見込みを行った。
令和5年度の割増償却額は2件の適用数で1,291万円であることから、1件当たり645万円の割増償却が行われた。（以下、同様に切り捨て）
令和6年度の適用数の実績は7件であることから、645万円×7件＝4,515万円と推計を行った。
また、令和7年度の適用数の見込みは60件であることから、645万円×60件＝38,700万円と見込んだ。（9年度まで同様の見込み）

10-③減収額について

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)
法人税	217	760	6,518	6,518	6,518
地方法人税	22	78	671	671	671
特別法人事業税	24	85	730	730	730
法人住民税	1	5	46	46	46
法人事業税	20	72	618	618	618
減収額計	284	1,000	8,583	8,583	8,583

(万円)

令和6年度については、事業者の税務申告前につき、推計値とした。
このことから、令和5年度の実績をもとに適用額について推計・見込みを行った。
令和5年度の割増償却額は2件の適用数で1,291万円であることから、法人税減収額は、1,291万円×法人税率0.232×黒字率0.726＝217万円
地方法人税減収額は、217万円×地方法人税率0.103＝22万円
特別法人事業税減収額は、1,291万円×特別法人事業税0.026×黒字率0.726＝24万円
法人住民税減収額は、22万円×法人住民税（東京23区で試算）0.07＝1万円
法人事業税減収額は、1,291万円×法人事業税0.022×黒字率0.726＝20万円
以上のことから、減収額合計は284万円となる。
これをもとに、各年の割増償却額に対象税率を掛け合わせて、減収額を推計・見込んだ。

【別紙2】

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)
令和5年度	その他の機械 142	建築・建設補修 142
令和6年度	その他の機械 500	建築・建設補修 500
令和7年度	その他の機械 4,291	建築・建設補修 4,291
令和8年度	その他の機械 4,291	建築・建設補修 4,291
令和9年度	その他の機械 4,291	建築・建設補修 4,291

①、②に投入した理由

・海外への輸出は、国内向けの生産・出荷と比較して、規制・検疫による輸入禁止リスク、契約不履行・カントリーリスク(政治・経済情勢)などによる代金回収リスク等が高く、投資後の資金繰り不安から投資に踏み切れない事業者が一定数存在する。
一方で、本税制の特例措置の活用により投資後の税負担が軽減することは事業者の輸出拡大に向けた投資の後押しになり、グローバルマーケットの戦略的な開拓のために非常に有効であると考えられることから、減収額分が①と②に均等に投資されると試算した。

(行政機関名：農林水産省)

制度名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☐ 拡充 ☒ 延長

(点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【農林水産省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

(点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【農林水産省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

(点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【農林水産省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

(点検結果の分類: **A 段階**)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【農林水産省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

(点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【農林水産省の補足説明】 —

【点検結果】
なし。

(点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分と思われる点】 なし。
【農林水産省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

(点検結果の分類: **B段階**)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（令和11年度の牛肉（部分肉）の生産量35.9万トン）に対する将来の直接的な効果について、「このような中、引き続き、本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額は繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなり、これを通じて肉用牛経営の安定と中長期的な肉用牛生産頭数の増加に資するとともに、国産牛肉の安定的な供給に寄与する」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【農林水産省の補足説明】

① 将来の直接的効果について、ご指摘を受け、以下のとおり推計しております。

	単位	令和 5年 実績	令和 6年 実績	令和 7年 見込	令和 8年 見込	令和 9年 見込	令和 10年 見込	令和 11年 見込
1戸当たりの頭数 （個人）	頭	25.8	33.4	39.2	45.0	50.8	56.6	62.4
1戸当たりの牛肉 生産量 （個人）	トン	7.7	9.8	11.5	13.2	14.9	16.6	18.3
1戸当たりの頭数 （法人）	頭	782.0	811.4	824.8	838.2	851.6	865.0	878.4
1戸当たりの牛肉 生産量 （法人）	トン	234.2	238.3	242.2	246.1	250.0	253.9	257.8

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】

令和5年度から令和6年度の実績値について、以下のとおり算出。

- 1戸当たりの飼養頭数
農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和6年）」より。
- 1戸当たりの牛肉生産量（推計）

$$（1戸当たりの飼養頭数） \times （飼養頭数のうち販売される頭数の割合） \times （1頭当たりの平均枝肉重量）$$
- 飼養頭数のうち販売される頭数の割合（1戸当たりの平均）
畜産物生産費統計より、1経営体当たりの平均販売頭数を平均飼養頭数で除して算出
- 1頭当たりの平均枝肉重量
食物流通統計より、年間の取引枝肉重量の合計を取引頭数で除して算出

令和7年度から令和11年度の見込値について、以下のとおり算出。 ・ 1戸当たりの飼養頭数（推計） 令和4年度から令和6年度にかけての年間増加頭数（個人5.8頭、法人13.4頭）を基に同程度増加する見込みとして推計 ・ 1戸当たりの牛肉生産量（推計） 令和4年度から令和6年度にかけての年間増加生産量（個人1.7トン、法人3.9トン）を基に同程度増加する見込みとして推計
【点検結果】 ① 「令和7年度から令和11年度の見込値について、以下のとおり算出。 ・ 1戸当たりの飼養頭数（推計） 令和4年度から令和6年度にかけての年間増加頭数（個人5.8頭、法人13.4頭）を基に同程度増加する見込みとして推計 ・ 1戸当たりの牛肉生産量（推計） 令和4年度から令和6年度にかけての年間増加生産量（個人1.7トン、法人3.9トン）を基に同程度増加する見込みとして推計」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1	政策評価の対象とした政策の名称		肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義) (国税3) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動)) (地方税6) (所得税:外) (国税3) (個人住民税:外(自動連動)) (地方税6)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 農業を営む個人又は農地所有適格法人が飼育した肉用牛を、家畜市場、中央卸売市場、農林水産大臣が認定した食肉市場等において売却した場合又は飼育した生後1年未満の肉用子牛を農林水産大臣が指定した農業協同組合若しくは同連合会に委託して売却した場合、1頭当たりの売却価額が100万円(交雑種は80万円、乳用種は50万円)未満の肉用牛又は高等登録牛であって、その肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内であるとき、個人にあっては、その肉用牛の売却により生じた事業所得について所得税及び住民税を免税し、法人にあっては、その肉用牛の売却により生じた利益の額を損金の額に算入する。
			《要望の内容》 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を3年間延長。 【国税】 ・法人税(令和9年4月1日～令和12年3月31日までの3年間) ・所得税(令和9年1月1日～令和11年12月31日までの3年間) 【地方税】 ・法人住民税、法人事業税、個人住民税 (令和10年4月1日～令和13年3月31日までの3年間)
			《関係条項》 (法人) ・租税特別措置法 第67条の3 (個人) ・租税特別措置法 第25条 ・地方税法附則 第6条

5	担当部局		農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和7年4月～8月 分析対象期間:令和3年度～令和12年度
7	創設年度及び改正経緯		創設年度:昭和42年度(地方税は昭和43年度) 改正経緯 令和5年度:3年延長 平成23年度:3年延長、1戸当たりの売却頭数の上限を見直し(2,000頭から1,500頭)、1頭当たりの売却価額の上限を見直し(交雑種の売却価額の上限を100万円から80万円) 平成20年度:3年延長、1戸当たりの売却頭数に上限(2,000頭)を設定、1頭当たりの売却価額の上限を見直し(乳用種の売却価額の上限を100万円から50万円) 平成17年度:3年延長、適用期間を5年間から3年間に短縮 昭和55年度:5年延長、子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛を対象に追加、1頭当たりの売却価額に上限(100万円)を設定
8	適用又は延長期間		【国税】 ・法人税 (令和9年4月1日～令和12年3月31日までの3年間) ・所得税 (令和9年1月1日～令和11年12月31日までの3年間) 【地方税】 ・法人住民税、法人事業税、個人住民税 (令和10年4月1日～令和13年3月31日までの3年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く、投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。 また、高齢化に伴う離農の進展や、ウクライナ情勢や円安の進行等による飼料やその他資材、エネルギー価格等の高騰を受け、生産コストが上昇する中、枝肉・子牛価格の低迷が続いていたことに加え、米国の関税政策等により景気の先行きに不透明感が増すなど、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。 さらに、「食料・農業・農村基本計画」に掲げた令和12年度までに5兆円とする新たな輸出額目標(牛肉:1,132億円)の実現に向けて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき政府一体となって更なる輸出拡大に取り組んでおり、輸出を含めた国内外の牛肉需要に対応するため、生産基盤の強化が不可欠である。 このような中、我が国の肉用牛経営が本特例措置を活用することにより、「食料・農業・農村基本計画(令和7年4月閣議決定)」(目標年度令和12年度)において定めている、牛肉需要の長期見通しに即した牛肉の生産数量の目標達成に向け、規模拡大等による生産基盤の維持・強化や経営安定の確保を図り、国民から求められる国産牛肉の安定供給を確保するとともに、中山間地や離島等の条件不利地域における土地の有効活用、食料安全保障の確保、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において重

		点品目に選定された牛肉の輸出拡大に資する。 《政策目的の根拠》 「食料・農業・農村基本計画（令和7年4月閣議決定）」 ・ 「我が国の食料供給」は、国内の農業生産の増大を基本」 「国内への食料供給に加え、今後成長する海外の食市場を取り込み、農林水産物・食品の「輸出の促進」等により、海外から稼ぐ力を強化することで、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料供給能力を確保する」とされており、主要品目毎の生産数量目標等を定め（牛肉：36万トン）ているとともに、 「令和12年度までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円（牛肉：1,132億円）とすることを目指す」とされている。 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（令和7年3月農林水産省策定）」 ・ 「生産現場において生産基盤の維持・強化や経営安定の確保を図ることが重要」「酪農及び肉用牛生産が耕種農業を行うことが困難な中山間地、寒冷地、離島等の条件不利地域における土地利用を可能とすることや、国産飼料に立脚した畜産が「食料安全保障の確保」に資する」とされている。 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和7年5月閣議決定）」 ・ 「日本の強みを有する品目として選定した輸出重点品目について、品目 毎のターゲット国・地域への具体的な輸出目標の達成に向けて、政策資源 を重点的に投入する」とされている。 「農林水産業・地域の活力創造プラン（令和4年6月21日農林水産業・地域の活力創造本部決定）」 ・ 「我が国農業を持続的に発展させていくためには、海外で高まるニーズを捉え、輸出を更に拡大するとともに、こうした新しい需要にも対応できるよう、中山間地域や中小・家族経営も含め、幅広く生産基盤の強化を図り、農業を国際競争や災害にも負けない足腰の強い産業へとしていくことが必要である。このため、生産基盤強化を目的とする関連政策を重点的に推進する」とされている。
②	政策体系における政策目的の位置付け	〔大目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 〔中目標〕 農業の持続的な発展 〔政策分野〕 ⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	令和12年度※の牛肉（部分肉）の生産量 36 万トン ※ 目標年度については、食料・農業・農村基本計画において数値目標が設定されることから令和12年度とした（5年毎に見直し）。 【牛肉（部分肉）生産量の目標】 単位：万トン <table><tr><td></td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td></tr><tr><td>生産量</td><td>34.8</td><td>35.3</td><td>35.0</td><td>35.2</td><td>35.4</td><td>35.5</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td><td>令和12年度</td></tr><tr><td>生産量</td><td>35.6</td><td>35.8</td><td>35.9</td><td>36.0</td></tr></table> ※ 令和3年度～令和4年度の目標値は、以前の食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）のもの。令和5年度以降の目標値は現行の食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）に即したもので、部分肉ベースの数値。 〔測定指標〕 ・牛肉（部分肉）生産量 ・肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	生産量	34.8	35.3	35.0	35.2	35.4	35.5		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	生産量	35.6	35.8	35.9	36.0												
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度																																		
生産量	34.8	35.3	35.0	35.2	35.4	35.5																																		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度																																				
生産量	35.6	35.8	35.9	36.0																																				
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与するとともに、供給制約によるボトルネックを解消することにより、国産牛肉の輸出拡大にも寄与する。																																				
10	有効性等	①	適用数	【法人】 単位：法人、件 <table><tr><td></td><td>令和3年度 実績/見込</td><td>令和4年度 実績/見込</td><td>令和5年度 実績</td><td>令和6年度 見込</td><td>令和7年度 見込</td></tr><tr><td>適用の範囲</td><td>4,731</td><td>4,934</td><td>5,136</td><td>5,339</td><td>5,542</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>2,021</td><td>1,930</td><td>1,765</td><td>1,857</td><td>1,857</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>令和8年度 見込</td><td>令和9年度 見込</td><td>令和10年度 見込</td><td>令和11年度 見込</td><td>令和12年度 見込</td></tr><tr><td>適用の範囲</td><td>5,745</td><td>5,948</td><td>6,150</td><td>6,353</td><td>6,556</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>1,857</td><td>1,857</td><td>1,857</td><td>1,857</td><td>1,857</td></tr></table> ・農地所有適格法人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。 ・前回要望時において想定した令和5年度の適用者数は1,644件であったが、令和5年度の実績は1,765件であり、想定を上回った。		令和3年度 実績/見込	令和4年度 実績/見込	令和5年度 実績	令和6年度 見込	令和7年度 見込	適用の範囲	4,731	4,934	5,136	5,339	5,542	適用件数	2,021	1,930	1,765	1,857	1,857		令和8年度 見込	令和9年度 見込	令和10年度 見込	令和11年度 見込	令和12年度 見込	適用の範囲	5,745	5,948	6,150	6,353	6,556	適用件数	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857
	令和3年度 実績/見込	令和4年度 実績/見込	令和5年度 実績	令和6年度 見込	令和7年度 見込																																			
適用の範囲	4,731	4,934	5,136	5,339	5,542																																			
適用件数	2,021	1,930	1,765	1,857	1,857																																			
	令和8年度 見込	令和9年度 見込	令和10年度 見込	令和11年度 見込	令和12年度 見込																																			
適用の範囲	5,745	5,948	6,150	6,353	6,556																																			
適用件数	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857																																			

				【個人】 単位：人、件					
				【算定根拠】					
				・ 農業を営む個人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。					
				・ 前回要望時において想定した令和５年度の適用者数は20,369件であったが、令和５年度の実績は9,796件であり、想定を下回った。これは、農家戸数の減少に加え、枝肉・子牛価格の低迷が続いていたことに伴い、本特例措置の利用が減ったためと推察される。					
				【法人】 単位：百万円					

		<table><tr><td></td><td>令和 8年度 見込</td><td>令和 9年度 見込</td><td>令和 10年度 見込</td><td>令和 11年度 見込</td><td>令和 12年度 見込</td></tr><tr><td>所得税</td><td>3,000</td><td>3,000</td><td>3,000</td><td>3,000</td><td>3,000</td></tr><tr><td>個人住民税</td><td>6,067</td><td>6,067</td><td>6,067</td><td>6,067</td><td>6,067</td></tr><tr><td>減収額計</td><td>9,067</td><td>9,067</td><td>9,067</td><td>9,067</td><td>9,067</td></tr></table>		令和 8年度 見込	令和 9年度 見込	令和 10年度 見込	令和 11年度 見込	令和 12年度 見込	所得税	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	個人住民税	6,067	6,067	6,067	6,067	6,067	減収額計	9,067	9,067	9,067	9,067	9,067				
	令和 8年度 見込	令和 9年度 見込	令和 10年度 見込	令和 11年度 見込	令和 12年度 見込																									
所得税	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000																									
個人住民税	6,067	6,067	6,067	6,067	6,067																									
減収額計	9,067	9,067	9,067	9,067	9,067																									
		【算定根拠】 - 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課による推計結果。 - 令和3年度～令和5年度の法人税の減収額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回国会報告、第213回国会報告、第217回国会報告）の値は損算入額であるため、租税特別措置の増減収額試算の値を採用。 - 令和3年度～令和5年度の法人住民税及び法人事業税の減収額は、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書の値を採用。 - 令和6年度～令和12年度の法人税、法人住民税、法人事業税ともに、直近7カ年（平成29～令和5年度）の減収額の平均値を採用。 - 法人の減収額計は法人税、法人住民税及び法人事業税の合計（各税の減収額は別添2～4のとおり）。 - 令和3年度～令和5年度の所得税の減収額は、統計年報（国税庁）の値を採用。 - 令和3年度～令和5年度の個人住民税の減収額は、統計年報（国税庁）の特例措置を適用した肉用牛の売却所得金額に住民税10%を乗じた値を採用。 - 令和6年度～令和12年度の所得税の減収額は、法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額（令和7年度）の値を採用。 - 令和6年度～令和12年度の個人住民税の減収額は、直近7カ年（平成29～令和5年度）の減収額の平均値を採用 - 個人の減収額計は所得税、個人住民税の合計（各税の減収額は別添5及び6のとおり）。																												
④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 【牛肉（部分肉）生産量】単位：万トン、% <table><tr><td></td><td>令和 3年度</td><td>令和 4年度</td><td>令和 5年度</td><td>令和 6年度</td><td>令和 7年度</td><td>令和 8年度</td></tr><tr><td>目標</td><td>34.8</td><td>35.3</td><td>35.0</td><td>35.2</td><td>35.4</td><td>35.5</td></tr><tr><td>実績/見込</td><td>33.6</td><td>34.8</td><td>35.1</td><td>35.3</td><td>35.5</td><td>35.8</td></tr><tr><td>達成度</td><td>96.6</td><td>98.9</td><td>100.3</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td>100.0</td></tr></table>			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	目標	34.8	35.3	35.0	35.2	35.4	35.5	実績/見込	33.6	34.8	35.1	35.3	35.5	35.8	達成度	96.6	98.9	100.3	100.0	100.0	100.0
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度																								
目標	34.8	35.3	35.0	35.2	35.4	35.5																								
実績/見込	33.6	34.8	35.1	35.3	35.5	35.8																								
達成度	96.6	98.9	100.3	100.0	100.0	100.0																								

	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
目標	35.6	35.8	35.9	36.0
見込	36.0	36.3	36.5	36.8
達成度	100.0	100.0	100.0	100.0

特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。

牛肉の生産量は前年度を上回って推移しているものの、令和3年度及び令和4年度は目標を達成できなかった。この主な要因として、肉用牛繁殖雌牛は増加傾向で推移し、1戸当たりの飼養頭数は拡大しているものの、肉用牛子牛生産者の高齢化等の進展により小規模層を中心に飼養戸数が減少したため、牛肉生産量の大幅な増加にはならなかったことが考えられるが、令和6年度において、目標とした牛肉生産量35.2万トンに対し、実績は35.3万トンと同水準となった。

また、1戸当たりの飼養頭数は拡大しているものの、肉用牛子牛生産者の高齢化の進展等による小規模層を中心とした飼養戸数の減少により、牛肉生産の基盤である肉用牛繁殖雌牛が減少している。

【肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数】 単位：頭

	令和 3年 実績	令和 4年 実績	令和 5年 実績	令和 6年 実績
1戸当たりの 飼養頭数	61.9	64.7	69.6	73.2

【肉用牛農家の繁殖雌牛の飼養頭数】 単位：千頭

	令和 3年 実績	令和 4年 実績	令和 5年 実績	令和 6年 実績
繁殖雌牛 飼養頭数	633	637	645	640

「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(令和6年)」(食肉鶏卵課実施)では、本特例措置による税負担の軽減分を活用し、「生産性向上」「規模拡大」「施設整備」に充てたと回答した者の割合は個人全体の87%、法人全体の81%を占める結果であり、税負担の軽減分は規模拡大に向けた投資に向けられている。また、今後の本特例措置の税負担の軽減分の活用見込みについても、同様に「生産性向上」「規模拡大」「施設整備」に充てる予定と回答した者の割合が個人全体の87%、法人全体の82%を占める結果であった。

このような中、引き続き、本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなり、これを通じて肉

用牛経営の安定と中長期的な肉用牛生産頭数の増加に資するとともに、国産牛肉の安定的な供給に寄与する。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

- ・ 牛肉生産量の令和3年度～令和4年度の目標値は、以前の食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)のもの。令和5年度以降の目標値は現行の食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定)に即したもの。
- ・ 牛肉生産量の令和3年度～令和6年度の実績値は、農林水産省「食肉流通統計」。
- ・ 令和7年度以降の見込値は、令和4年度から令和6年度の牛肉生産量の平均増加率0.7%を基に試算。
- ・ 1戸当たりの飼養戸数および飼養頭数は、農林水産省「畜産統計」より。

《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

本特例措置の要望に当たり実施した肉用牛経営者を対象とした実態調査(有効回答数約1,700件)によれば、特例措置適用者は非適用者に比して、1戸当たりの飼養頭数及び牛肉生産量(推計)が増加し規模拡大が進んでおり、非適用者と比較して、個人では約2倍、法人では約5.1倍の水準にある。

【特例措置適用者の1戸当たりの飼養頭数等の推移】

	単位	令和 5年 実績	令和 6年 実績	対前年比
1戸当たりの頭数(個人)	頭	25.8	33.4	129.5%
1戸当たりの牛肉生産量(個人)	トン	7.7	9.8	127.0%
1戸当たりの頭数(法人)	頭	782.0	811.4	103.6%
1戸当たりの牛肉生産量(法人)	トン	234.2	238.3	101.8%

【特例措置非適用者(※1)の1戸当たりの飼養頭数等の推移】

	単位	令和 5年 実績	令和 6年 実績	対前年比
1戸当たりの頭数(個人)	頭	18.0	16.5	91.7%
1戸当たりの牛肉生産量(個人)	トン	5.4	4.8	89.9%
1戸当たりの頭数(法人)	頭	156.8	159.3	101.6%
1戸当たりの牛肉生産量(法人)	トン	47.0	47.1	100.3%

また、本特例措置の適用者と非適用者について、補助金の利活用を含めた外部環境は同一である（※２）と考えられることから、それぞれの増頭数の差である個人で 9.1 頭、法人で 26.9 頭が本特例措置の直接的な効果と考えている。

【特例措置適用者・非適用者の１戸当たりの飼養頭数の推移】

区分		単位	令和 5 年度	令和 6 年度	増加頭数
特例措置適用者	個人	頭	25.8	33.4	7.6
	法人	頭	782.0	811.4	29.4
特例措置非適用者	個人	頭	18.0	16.5	△1.5
	法人	頭	156.8	159.3	2.5

飼養戸数が減少する中、飼養頭数の増加を支えているのは各経営体の規模拡大（１戸当たり飼養頭数の増大）であり、牛肉生産量の目標達成に向けて、直近の牛肉生産量の増加基調を維持・向上する必要があり、特例措置の適用者による規模拡大が不可欠と考えられる。

今後も、引き続き本措置を講ずることで、特例措置適用者においては、非適用者に比して積極的に規模拡大が図られる。また、特例措置適用者数は１～２万件程度で推移しており、本特例措置は、国産牛肉の安定供給に貢献している。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】

- ・ １戸当たりの飼養頭数
農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和 6 年）」より。
- ・ １戸当たりの牛肉生産量（推計）
（１戸当たりの飼養頭数）×（飼養頭数のうち販売される頭数の割合）×（１頭当たりの平均枝肉重量）
- ・ 飼養頭数のうち販売される頭数の割合（１戸当たりの平均）
畜産物生産費統計より、１経営体当たりの平均販売頭数を平均飼養頭数で除して算出
- ・ １頭当たりの平均枝肉重量
食肉流通統計より、年間の取引枝肉重量の合計を取引頭数で除して算出

（※１）特例措置非適用者
実態調査において特例措置を利用しなかった者（赤字経営であった者、総合課税を選択した者等は含まない）

（※２）補助金の利活用を含めた外部環境は同一
特例措置の利用有無や個人・法人に関わらず、多くの肉用牛農家は経営安定対策に加入しており、また、規模拡大に資する補助金も含め各種事業に参加する機会は平等なことから、補助金の利活用を含めた外部環境は同一と考える。

		《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
⑤	税収減を是認する理由等	《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間：令和3年度～令和12年度) ＜経済波及効果の試算＞ 令和5年度の法人における推定減収額 3,386 百万円のうち、実態調査において生産性向上、規模拡大、施設整備に使用された割合(81%)に当たる 2,743 百万円の肉用牛生産に投資したことによる経済波及効果は、生産誘発額として、約 6,729 百万円となる。 生産誘発額の内訳 第1次波及効果 ・(直接効果) 肉用牛部門の生産増加額 2,623 百万円 ・(間接効果) 飼料・運輸等での生産増加額 4,107 百万円 ※ 経済波及効果の計算方法として、「令和2年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表の逆行列係数(100部門)」を使用 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添1ー1参照 ※ アンケート調査は「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(令和6年度農林水産省食肉鶏卵課実施)」を使用 経済波及効果は約 6,729 百万円と推定減収額の 3,386 百万円を上回るため、是認できる。 また、令和7年度以降の法人における推定減収額 5,545 百万円のうち、実態調査において、本税制措置により免税された金額のこれからの活用先として、生産性向上、規模拡大、施設整備に充てられる割合(82%)に当たる 4,547 百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約 11,155 百万円となる。 生産誘発額の内訳 第1次波及効果 ・(直接効果) 肉用牛部門の生産増加額 4,347 百万円 ・(間接効果) 飼料・運輸等での生産増加額 6,807 百万円 経済波及効果は約 11,155 百万円と推定減収額の 5,545 百万円を上回るため、是認できる。 よって、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税収減を是認する効果があると考えている。

【法人】

単位：百万円

	令和 3年度 実績	令和 4年度 実績	令和 5年度 実績	令和 6年度 見込
減収額	5,762	3,954	3,386	5,545
経済波及効果	11,449	7,858	6,729	11,155

	令和 7年度 見込	令和 8年度 見込	令和 9年度 見込	令和 10年度 見込
減収額	5,545	5,545	5,545	5,545
経済波及効果	11,155	11,155	11,155	11,155

	令和 11年度 見込	令和 12年度 見込
減収額	5,545	5,545
経済波及効果	11,155	11,155

一方、個人においても同様に試算すると、令和5年度の推定減収額 5,040 百万円のうち、実態調査において生産性向上、規模拡大、施設整備に使われた割合（87％）に当たる 4,385 百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約 10,757 百万円となる。

生産誘発額の内訳

第1次波及効果

- ・（直接効果）肉用牛部門の生産増加額 4,193 百万円
- ・（間接効果）飼料・運輸等での生産額増加額 6,565 百万円

経済波及効果は約 10,757 百万円と推定減収額の 5,040 百万円を上回るため、是認できる。

また、令和7年度以降の個人における推定減収額 9,067 百万円のうち、実態調査において、本税制措置により免税された金額のこれからの活用先として、生産性向上、規模拡大、施設整備に充てられる割合（87％）に当たる 7,888 百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約 19,351 百万円となる。

生産誘発額の内訳

第1次波及効果

- ・（直接効果）肉用牛部門の生産増加額 7,542 百万円
- ・（間接効果）飼料・運輸等での生産額増加額 11,809 百万円

経済波及効果は約 19,351 百万円と推定減収額の 5,040 百万円に対し、上回るため是認できる。

		※ 経済波及効果の計算方法として、「令和2年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表の逆行列係数（100部門）」を使用 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添1－2参照 ※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和6年）」より。 よって、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税收減を是認する効果があると考えている。 【個人】 単位：百万円 <table><tr><th></th><th>令和 3年度 実績</th><th>令和 4年度 実績</th><th>令和 5年度 実績</th><th>令和 6年度 見込</th></tr><tr><td>減収額</td><td>15,280</td><td>6,749</td><td>5,040</td><td>9,067</td></tr><tr><td>経済波及効果</td><td>32,613</td><td>14,405</td><td>10,757</td><td>19,351</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>令和 7年度 見込</th><th>令和 8年度 見込</th><th>令和 9年度 見込</th><th>令和 10年度 見込</th></tr><tr><td>減収額</td><td>9,067</td><td>9,067</td><td>9,067</td><td>9,067</td></tr><tr><td>経済波及効果</td><td>19,351</td><td>19,351</td><td>19,351</td><td>19,351</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>令和 11年度 見込</th><th>令和 12年度 見込</th></tr><tr><td>減収額</td><td>9,067</td><td>9,067</td></tr><tr><td>経済波及効果</td><td>19,351</td><td>19,351</td></tr></table> 本特例措置の延長により、将来にわたり牛肉の安定供給に寄与するとともに、関連産業の発展等を通じた地域の雇用と所得の創出に資するため、関連産業を含め多大な経済波及効果があると見込まれる。		令和 3年度 実績	令和 4年度 実績	令和 5年度 実績	令和 6年度 見込	減収額	15,280	6,749	5,040	9,067	経済波及効果	32,613	14,405	10,757	19,351		令和 7年度 見込	令和 8年度 見込	令和 9年度 見込	令和 10年度 見込	減収額	9,067	9,067	9,067	9,067	経済波及効果	19,351	19,351	19,351	19,351		令和 11年度 見込	令和 12年度 見込	減収額	9,067	9,067	経済波及効果	19,351	19,351
	令和 3年度 実績	令和 4年度 実績	令和 5年度 実績	令和 6年度 見込																																					
減収額	15,280	6,749	5,040	9,067																																					
経済波及効果	32,613	14,405	10,757	19,351																																					
	令和 7年度 見込	令和 8年度 見込	令和 9年度 見込	令和 10年度 見込																																					
減収額	9,067	9,067	9,067	9,067																																					
経済波及効果	19,351	19,351	19,351	19,351																																					
	令和 11年度 見込	令和 12年度 見込																																							
減収額	9,067	9,067																																							
経済波及効果	19,351	19,351																																							
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は、国産牛肉の安定供給を図るための肉用牛生産振興対策の一つとして発足し、我が国の肉用牛生産振興上、重要な役割を果たしてきている。また、離島や山村振興地域等の条件不利地域等における国土の有効利用と地域振興に寄与している。 これまで本特例措置の適用を受けてきたが、高齢化に伴う離農の進展や、ウクライナ情勢や円安の進行等による飼料やその他資材、エネルギー価格等の高騰を受け、生産コストが上昇する中、枝肉・子牛価格の低迷が続いていたことに加え、米国の関税政策等により景気の先行きに不透明感が増すなど、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。 さらに、「食料・農業・農村基本計画」に掲げた令和12年度																																							

		までに5兆円とする新たな輸出額目標（牛肉：3,600億円）の実現に向けて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき政府一体となって更なる輸出拡大に取り組んでおり、輸出を含めた国内外の牛肉需要に対応するため、さらなる生産基盤の強化が不可欠である。 このため、本特例措置により自己資本の充実を図ることで経営全体を下支し、肉用牛農家の経営の安定を図り、中山間地や離島等の条件不利地域における土地の有効活用し、輸出を拡大していく上でも本特例措置について、適用期限を延長する必要がある。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。 そのような中で、肉用子牛生産者補給金制度では、指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、国から補給金を交付している。 また、肉用牛肥育経営安定交付金制度では、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に差額の一部を補填金として交付している。いずれの措置も、生産者の収益性が一時的に大きく悪化した際に離農を防ぐためのセーフティーネットとして機能している。 一方、本特例措置は、牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受ける肉用牛経営において、前向きな投資による規模拡大等による生産効率の向上によって経営体質を強化し、国産牛肉の安定的な供給に資するものである。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	肉用牛経営は、畑作物等の耕種経営が困難な離島、山村振興地域等の条件不利地域を含め、林地や傾斜地における草資源を利用した飼養等により国土の保全・有効活用に資する。 また、肉用牛はと畜後の加工・流通など関連産業の裾野が広く地域の雇用創出に貢献し地域経済の活力維持に資するものである。加えて、都道府県及び市町村は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、「都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」又は「市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」を作成し、それらの計画に沿って肉用牛生産の振興を図っており、その実現を図るためにも地方公共団体が本措置に協力することは妥当である。
12	有識者の見解	－
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和4年8月（R4 農水 03）

別添1-1

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠(法人)

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
令和3年度	肉用牛 (4,667)		
令和4年度	肉用牛 (3,203)		
令和5年度	肉用牛 (2,743)		
令和6年度	肉用牛 (4,491)		
令和7年度	肉用牛 (4,547)		
令和8年度	肉用牛 (4,547)		
令和9年度	肉用牛 (4,547)		
令和10年度	肉用牛 (4,547)		
令和11年度	肉用牛 (4,547)		
令和12年度	肉用牛 (4,547)		

別添1-2

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠(個人)

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
令和3年度	肉用牛 (13,294)		
令和4年度	肉用牛 (5,872)		
令和5年度	肉用牛 (4,385)		
令和6年度	肉用牛 (7,888)		
令和7年度	肉用牛 (7,888)		
令和8年度	肉用牛 (7,888)		
令和9年度	肉用牛 (7,888)		
令和10年度	肉用牛 (7,888)		
令和11年度	肉用牛 (7,888)		
令和12年度	肉用牛 (7,888)		

税制措置の適用実績及び適用見込み

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
税 目	法人税
根拠法	措法 67 の 3

1 適用実績及び適用見込み

	3 年度 実績/ 一部推計	4 年度 実績/ 一部推計	5 年度 実績/ 一部推計	6 年度 見込み	7 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	4,731	4,934	5,136	5,339	5,542
適用件数 (件)	2,021	1,930	1,765	1,857	1,857
適用額 (千円)	36,154,183	28,733,792	22,472,342	32,174,474	32,174,474
減収額合計 (千円)	2,000,000	1,000,000	700,000	1,928,571	1,928,571
1 件あたり 減収額 (千円)	990	518	1,093	1,038	1,038
	8 年度 見込み	9 年度 見込み	10 年度 見込み	11 年度 見込み	12 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	5,745	5,948	6,150	6,353	6,556
適用件数 (件)	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857
適用額 (千円)	32,174,474	32,174,474	32,174,474	32,174,474	32,174,474
減収額合計 (千円)	1,928,571	1,928,571	1,928,571	1,928,571	1,928,571
1 件あたり 減収額 (千円)	1,038	1,038	1,038	1,038	1,038

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数 : —
- ② 適用件数 (3～5 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ③ 適用額 (3～5 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ④ 減収額 (3～5 年度) : 「租税特別措置の増減収額試算 (財務省)」

(2) 適用見込み

- ① 対象者数 (3～12 年度) :
 $(4,528^{※1} - 3,514^{※2}) \div 5 = 202.8$ … 1 年当たりの増加数
 1 年当たり 202.8 人増加する見込みで推計
- ※ 1 「令和 2 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ※ 2 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数 (6～12 年度) : 直近 7 力年 (29～5 年度) の適用件数の平均
 (29 年度 : 1,708 件、30 年度 : 1,776 件、元年度 : 1,909 件、2 年度 : 1,893 件、3 年度 : 2,021 件、4 年度 : 1,930 件、5 年度 : 1,765 件)
- ③ 適用額 (6～12 年度) : 直近 7 力年 (29～5 年度) の適用件数の平均
 (29 年度 : 34,106,372 千円、30 年度 : 33,861,750 千円、元年度 : 37,834,266 千円、2 年度 : 32,058,613 千円、3 年度 : 36,154,183 千円、4 年度 : 28,733,792 千円、5 年度 : 22,472,342 千円)
- ④ 減収額 (6～12 年度) : 直近 7 力年 (29～5 年度) の減収額の平均
 (29 年度 : 2,700,000 千円、30 年度 : 2,500,000 千円、元年度 : 2,600,000 千円、2 年度 : 2,000,000 千円、3 年度 : 2,000,000 千円、4 年度 : 1,000,000 千円、5 年度 : 700,000 千円)

※ 適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
税 目	法人住民税
根拠法	地法 51、措法 67 の 3

1 適用実績及び適用見込み

	3 年度 実績/ 一部推計	4 年度 実績/ 一部推計	5 年度 実績/ 一部推計	6 年度 見込み	7 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	4,731	4,934	5,136	5,339	5,542
適用件数 (件)	2,021	1,930	1,765	1,857	1,857
適用額 (千円)	36,154,183	28,733,792	22,472,342	32,174,474	32,174,474
減収額合計 (千円)	587,144	466,636	364,951	742,971	742,971
1 件あたり 減収額 (千円)	291	242	207	400	400
	8 年度 見込み	9 年度 見込み	10 年度 見込み	11 年度 見込み	12 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	5,745	5,948	6,150	6,353	6,556
適用件数 (件)	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857
適用額 (千円)	32,174,474	32,174,474	32,174,474	32,174,474	32,174,474
減収額合計 (千円)	742,971	742,971	742,971	742,971	742,971
1 件あたり 減収額 (千円)	400	400	400	400	400

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数 : —
- ② 適用件数 (3～5 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ③ 適用額 (3～5 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ④ 減収額 (3～5 年度) : 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (総務省)」

(2) 適用見込み

- ① 対象者数 (3～12 年度) :
 $(4,528^{※1} - 3,514^{※2}) \div 5 = 202.8$ … 1 年当たりの増加数
 1 年当たり 202.8 人増加する見込みで推計
- ※ 1 「令和 2 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ※ 2 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数 (6～12 年度) : 直近 7 力年 (29～5 年度) の適用件数の平均
 (29 年度 : 1,708 件、30 年度 : 1,776 件、元年度 : 1,909 件、2 年度 : 1,893 件、3 年度 : 2,021 件、4 年度 : 1,930 件、5 年度 : 1,765 件)
- ③ 適用額 (6～12 年度) : 直近 7 力年 (29～5 年度) の適用件数の平均
 (29 年度 : 34,106,372 千円、30 年度 : 33,861,750 千円、元年度 : 37,834,266 千円、2 年度 : 32,058,613 千円、3 年度 : 36,154,183 千円、4 年度 : 28,733,792 千円、5 年度 : 22,472,342 千円)
- ④ 減収額 (6～12 年度) : 直近 7 力年 (29～5 年度) の減収額の平均
 (29 年度 : 1,029,535 千円、30 年度 : 1,017,784 千円、元年度 : 1,132,303 千円、2 年度 : 602,445 千円、3 年度 : 587,144 千円、4 年度 : 466,636 千円、5 年度 : 364,951 千円)

※ 適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
税 目	法人事業税
根拠法	地法 72、措法 67 の 3

1 適用実績及び適用見込み

	3 年度 実績/ 一部推計	4 年度 実績/ 一部推計	5 年度 実績/ 一部推計	6 年度 見込み	7 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	4,731	4,934	5,136	5,339	5,542
適用件数 (件)	2,021	1,930	1,765	1,857	1,857
適用額 (千円)	36,154,183	28,733,792	22,472,342	32,174,474	32,174,474
減収額合計 (千円)	3,174,543	2,487,352	2,021,431	2,830,634	2,830,634
1 件あたり 減収額 (千円)	1,571	1,289	1,145	1,524	1,524
	8 年度 見込み	9 年度 見込み	10 年度 見込み	11 年度 見込み	12 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	5,745	5,948	6,150	6,353	6,556
適用件数 (件)	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857
適用額 (千円)	32,174,474	32,174,474	32,174,474	32,174,474	32,174,474
減収額合計 (千円)	2,830,634	2,830,634	2,830,634	2,830,634	2,830,634
1 件あたり 減収額 (千円)	1,524	1,524	1,524	1,524	1,524

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数 : —
- ② 適用件数 (3～5 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ③ 適用額 (3～5 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ④ 減収額 (3～5 年度) : 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (総務省)」

(2) 適用見込み

- ① 対象者数 (3～12 年度) :
 $(4,528^{※1} - 3,514^{※2}) \div 5 = 202.8$ … 1 年当たりの増加数
 1 年当たり 202.8 人増加する見込みで推計
- ※ 1 「令和 2 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ※ 2 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数 (6～12 年度) : 直近 7 力年 (29～5 年度) の適用件数の平均
 (29 年度 : 1,708 件、30 年度 : 1,776 件、元年度 : 1,909 件、2 年度 : 1,893 件、3 年度 : 2,021 件、4 年度 : 1,930 件、5 年度 : 1,765 件)
- ③ 適用額 (6～12 年度) : 直近 7 力年 (29～5 年度) の適用額の平均
 (29 年度 : 34,106,372 千円、30 年度 : 33,861,750 千円、元年度 : 37,834,266 千円、2 年度 : 32,058,613 千円、3 年度 : 36,154,183 千円、4 年度 : 28,733,792 千円、5 年度 : 22,472,342 千円)
- ④ 減収額 (6～12 年度) : 直近 7 力年 (29～5 年度) の減収額の平均
 (29 年度 : 3,013,318 千円、30 年度 : 2,996,363 千円、元年度 : 3,340,792 千円、2 年度 : 2,780,638 千円、3 年度 : 3,174,543 千円、4 年度 : 2,487,352 千円、5 年度 : 2,021,431 千円)

※ 適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
税 目	所得税
根拠法	措法 25

1 適用実績及び適用見込み

	3年度 実績/ 一部推計	4年度 実績/ 一部推計	5年度 実績/ 一部推計	6年度 見込み	7年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	45,950	42,690	39,429	36,169	32,908
適用件数 (件)	17,211	12,297	9,796	16,905	16,905
減収額合計 (千円)	9,175,000	3,676,000	2,973,000	3,000,000	3,000,000
1件あたり 減収額(千円)	533	299	303	177	177
	8年度 見込み	9年度 見込み	10年度 見込み	11年度 見込み	12年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	29,647	26,387	23,126	19,866	16,605
適用件数 (件)	16,905	16,905	16,905	16,905	16,905
減収額合計 (千円)	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
1件あたり 減収額(千円)	177	177	177	177	177

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数 : —
 ② 適用件数(3～5年度) : 「統計年報(国税庁)」
 ③ 減 収 額(3～5年度) : 「統計年報(国税庁)」

(2) 適用見込み

- ① 対象者数(3～12年度) :
 $(65,514^{※1} - 49,211^{※2}) \div 5 = 3,260.6 \cdots$ 1年当たりの減少数
 1年当たり3,260.6人減少する見込みで推計
 ※1「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
 ※2「令和2年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計

- ② 適用件数(6～12年度) : 直近7か年(29～5)の適用件数の平均
 (29年度:21,282件、30年度:20,923件、元年度:19,452件、2年度:17,374件、3年度:17,211件、4年度:12,297件、5年度:9,796件)
 ③ 減 収 額(6～12年度) : 財務省「法人税関係以外の租税特別措置法の増減収見込額(令和7年8月)」

税制措置の適用実績及び適用見込み

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
税 目	個人住民税
根拠法	地法附 6

1 適用実績及び適用見込み

	3年度 実績/ 一部推計	4年度 実績/ 一部推計	5年度 実績/ 一部推計	6年度 見込み	7年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	45,950	42,690	39,429	36,169	32,908
適用件数 (件)	17,211	12,297	9,796	16,905	16,905
減収額合計 (千円)	6,104,500	3,073,200	2,067,300	6,066,629	6,066,629
1件あたり 減収額(千円)	355	250	211	359	359
	8年度 見込み	9年度 見込み	10年度 見込み	11年度 見込み	12年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	29,647	26,387	23,126	19,866	16,605
適用件数 (件)	16,905	16,905	16,905	16,905	16,905
減収額合計 (千円)	6,066,629	6,066,629	6,066,629	6,066,629	6,066,629
1件あたり 減収額(千円)	359	359	359	359	359

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数 : —
- ② 適用件数(3～5年度): 「統計年報(国税庁)」
- ③ 減 収 額(3～5年度): [総所得金額等額^{※1}] × [税率(都道府県、市町村)^{※2}]
- ※1 「統計年報(国税庁)」 ※2 都道府県4%、市町村6%

(2) 適用見込み

- ① 対象者数(3～12年度):
 $(65,514^{※1} - 49,211^{※2}) \div 5 = 3,260.6 \cdots$ 1年当たりの減少数
 1年当たり3,260.6人減少する見込みで推計
- ※1 「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ※2 「令和2年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計

- ② 適用件数(6～12年度): 直近7か年(29～5)の適用件数の平均
 (29年度: 21,282件、30年度: 20,923件、元年度: 19,452件、2年度: 17,374件、3年度: 17,211件、4年度: 12,297件、5年度: 9,796件)
- ③ 減 収 額(6～12年度): 直近7か年(29～5)の適用件数の平均
 (29年度: 9,676,000千円、30年度: 8,479,100千円、元年度: 7,571,100千円、2年度: 5,495,200千円、3年度: 6,104,500千円、4年度: 3,073,200千円、5年度: 2,067,300千円)